

加賀地域森林計画の変更（案）の概要

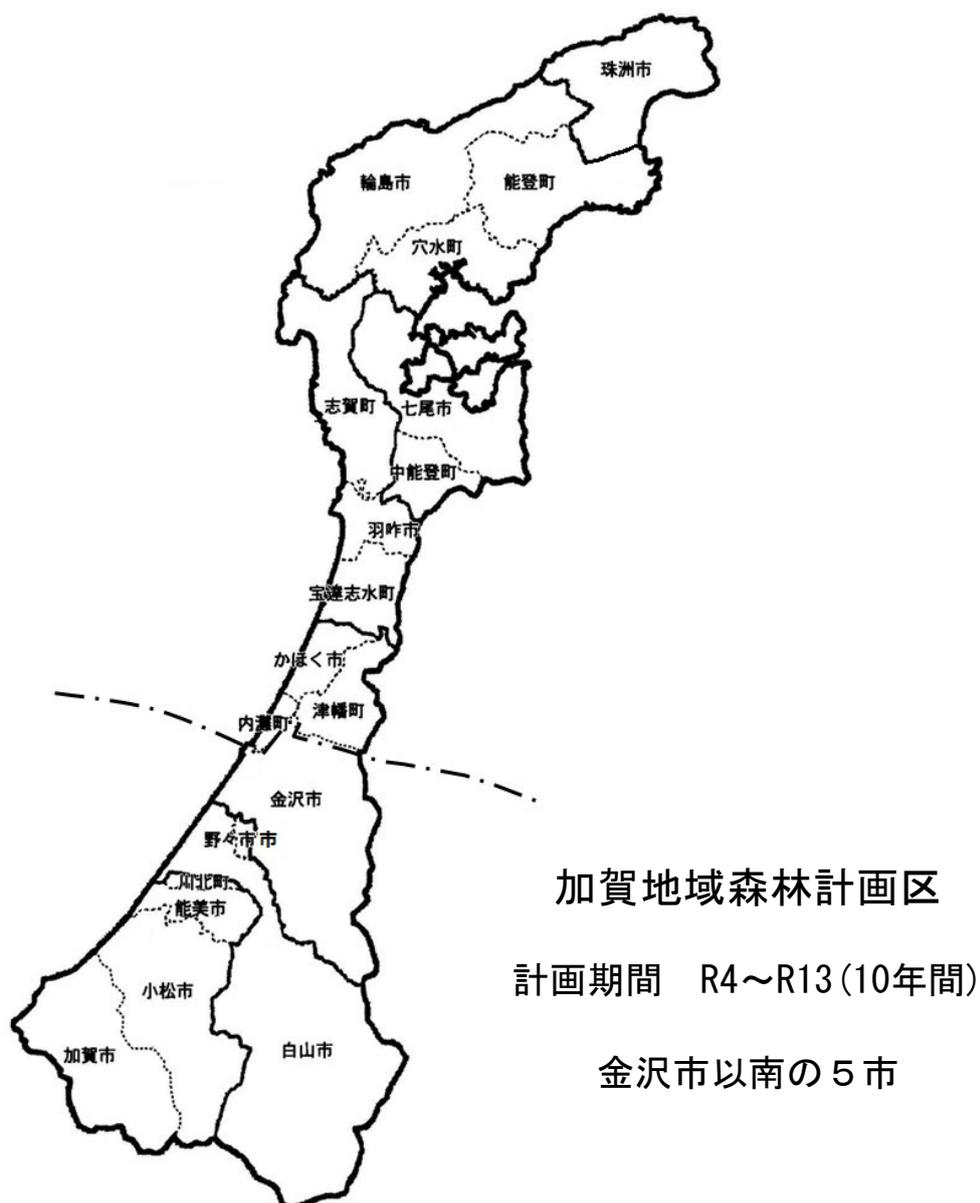
○計画期間

令和4年4月1日～令和14年3月31日の10年間

〔 現行計画の経緯
樹立：令和3年度（令和4年1月14日公表）
変更：令和4年度（令和5年1月13日公表） 〕

○対象とする市町の区域

金沢市、小松市、加賀市、能美市、白山市の5市



<主な変更点>

現行の「全国森林計画」は平成30年度に樹立され、この度、5年目の見直しの時期にあたることから、昨今の森林・林業行政の情勢を踏まえた改正*（令和5年10月閣議決定）がなされた。

※国が今回追加する5つの視点

- ①「盛土等の安全対策の実施」、②「木材合法性確認の取組強化」、
- ③「花粉症発生源対策の加速化」、④「林業労働力の確保の促進」、
- ⑤「高度な森林資源情報の整備・活用」の5つの記述が追加された

このことを受けて、県の地域森林計画を以下のとおり改正する。加えて、計画期間内の災害の発生状況を踏まえ、新たに治山事業を実施する箇所を追加で計画に位置付ける。

①盛土等の安全対策の適切な実施・林地開発許可要件の見直し

令和5年に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく制度の厳正な運用及び林地開発許可基準の見直しに伴う制度の運用に関する記述を追加

②木材合法性確認の取組強化

令和5年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく合法性確認の取組強化に関する記述を追加

③花粉症発生源対策の加速化

花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替等の促進に関する記述を追加

④林業労働力の確保の促進

令和4年に変更された「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を踏まえ、担い手の確保に関する記述を追加

⑤高度な森林資源情報の整備・活用

航空レーザ測量・森林解析のデータの提供・公開に関する記述を追加

⑥計画数量の変更（治山）

災害の発生状況を踏まえ、治山事業を実施する箇所を追加

第1章 計画のあらまし（本編 -1-1- ～）

「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2021」の方針を踏まえ、地域森林計画の位置付けや、石川県内の森林・林業の課題、石川県の森林・林業施策の方針について記載。

第2章 計画事項（共通編）

森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採や造林、保育の標準的な方法を定めるとともに、森林の有する多面的な機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針などをまとめた章。

- ・森林の有する機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、木材等生産等）の定義及び整備方針
- ・森林の有する機能を発揮させるための、森林整備の目標と施業方法（育成単層林、育成複層林、天然生林）別の立木の伐採方法
- ・主要な造林樹種や樹種別の植栽本数、造林方法
- ・間伐及び保育に関する時期、回数
- ・林道開設等の基本方針など

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）

計画の対象とする森林の区域、計画期間内の伐採立木材積、間伐面積、造林面積、保安林面積及び治山事業の地区数等について、その計画量を定めた章。

第4-2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

治山事業地区数	現計画	今回計画	増減
	116地区	117地区	+ 1地区

→計画期間内に発生した豪雨等による溪岸浸食への対策を実施するため、地区数を増加させる。